

児童発達支援事業所における自己評価結果(公表)

公表: 令和2年2月17日

事業所名 おひさまキッズ(実施職員7名)

	チェック項目	はい	いいえ	工夫している点	課題や改善すべき点を踏まえた改善内容又は改善目標
環境・体制整備	1 利用定員が指導訓練室等スペースとの関係で適切である	○		利用者がわかりやすいよう構造化、環境設定を行っている。	
	2 職員の配置数は適切である	○			
	3 生活空間は、本人にわかりやすく構造化された環境になっているか。また、障がいの特性に応じ、事業所の設備等は、バリアフリー化や情報伝達等への配慮が適切になされている	○		写真やイラスト等で一日のスケジュールや活動の提示をしている。	
	4 生活空間は、清潔で、心地よく過ごせる環境になっているか。また、子ども達の活動に合わせた空間となっている	○			パーテーションや棚を活用し、子ども自身で活動できる環境を整える。
業務改善	5 業務改善を進めるためのPDCAサイクル(目標設定と振り返り)に、広く職員が参画している	○			朝礼や職員間の連絡帳で情報共有を行っている。
	6 保護者等向け評価表により、保護者等に対して事業所の評価を実施するとともに、保護者等の意向等を把握し、業務改善につなげている	○		保護者等向け評価表の実施	評価表からの意見を集計し、職員会議等で話し合いを行い、業務改善につなげていきたい。
	7 事業所向け自己評価表及び保護者向け評価表の結果を踏まえ、事業所として自己評価を行うとともに、その結果による支援の質の評価及び改善の内容を、事業所の会報やホームページ等で公開している	○		HP上で公開	定期的に会報を作成・配布し、広く保護者に周知していただくようにする。
	8 第三者による外部評価を行い、評価結果を業務改善につなげている	○			第三者による外部評価の実施については、他事業所の取り組みを参考に進めていきたい。
	9 職員の資質の向上を行うために、研修の機会を確保している	○		今年度は非常勤職員も含め、研修に参加できた。	今後も外部研修や法人内研修に積極的に参加する。
適切な支援の提供	10 アセスメントを適切に行い、子どもと保護者のニーズや課題を客観的に分析した上で、児童発達支援計画を作成している	○		アセスメントや担当者会議を通して、子どもや保護者のニーズや課題をくみ取っていく。	
	11 子どもの適応行動の状況を把握するために、標準化されたアセスメントツールを使用している		○		
	12 児童発達支援計画には、児童発達支援ガイドラインの「児童発達支援の提供すべき支援」の「発達支援(本人支援及び移行支援)」、「家族支援」、「地域支援」で示す支援内容から子どもの支援に必要な項目が適切に選択され、その上で、具体的な支援内容が設定されている	○		個別支援計画の作成や担当者会議を行い、利用者の特性に伴い、具体的な支援内容を設定している。	
	13 児童発達支援計画に沿った支援が行われている	○		個別支援計画を職員間で共有する。	
	14 活動プログラムの立案をチームで行っている	○		職員会議で実施している。	
	15 活動プログラムが固定化しないよう工夫している	○		季節、発達に応じて工夫している。	
	16 子どもの状況に応じて、個別活動と集団活動を適宜組み合わせる児童発達支援計画を作成している	○		個別支援計画を作成している。	
	17 支援開始前には職員間で必ず打合せをし、その日行われる支援の内容や役割分担について確認している	○		支援開始前に職員間で話し合いの場を設ける。	
	18 支援終了後には、職員間で必ず打合せをし、その日行われた支援の振り返りを行い、気付いた点等を共有している		○		支援終了後は振り返りの話し合いが出来るよう時間を作り、次回の支援に活かしていく。
	19 日々の支援に関して記録をとることを徹底し、支援の検証・改善につなげている	○		日々の課題・達成したことについては、記録に残し、保護者と共有している。	
	20 定期的にモニタリングを行い、児童発達支援計画の見直しの必要性を判断している	○		3か月ごとに支援計画の見直しを行う。	

関係機関や保護者との連携	21	障害児相談支援事業所のサービス担当者会議にその子どもの状況に精通した最もふさわしい者が参画している	○			
	22	母子保健や子ども・子育て支援等の関係者や関係機関と連携した支援を行っている	○		担当者会議を開き、利用者に関わる関係機関との連携を図っている。	
	23	(医療的ケアが必要な子どもや重症心身障がいのある子ども等を支援している場合)地域の保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関と連携した支援を行っている	○		関係機関とは、保護者を通じての情報共有となっている。	
	24	(医療的ケアが必要な子どもや重症心身障がいのある子ども等を支援している場合)子どもの主治医や協力医療機関等と連絡体制を整えている	○		緊急の場合に医療機関へ連絡が取れるよう、主治医・保護者等の連絡先を提示している。	
	25	移行支援として、保育所や認定こども園、幼稚園、特別支援学校(幼稚部)等との間で、支援内容等の情報共有と相互理解を図っている	○		担当者会議や送迎時、情報共有に努めている。	担当者会・保護者を通じ、一貫した支援をしていけるよう今後も努めていく。
	26	移行支援として、小学校や特別支援学校(小学部)との間で、支援内容等の情報共有と相互理解を図っている	○		相談支援員との連携をし、就学に向けての話し合いを保護者を交えて行い、学校の情報を共有していく。	
	27	他の児童発達支援センターや児童発達支援事業所、発達障害者支援センター等の専門機関と連携し、助言や研修を受けている	○		担当者会議にて情報共有を行っている。	
	28	保育所や認定こども園、幼稚園等との交流や、障がいのない子どもと活動する機会がある		○		機会を作り、一緒に活動できる場を設ける。
	29	(自立支援)協議会子ども部会や地域の子ども・子育て会議等へ積極的に参加している	○		定期的に参加している。	
	30	日頃から子どもの状況を保護者と伝え合い、子どもの発達の状況や課題について共通理解を持っている	○		連絡帳・メール等を通して、日頃の状況や困り感等記入して頂き、日々の状況を伝えてもらっている。	
保護者への説明責任等	31	保護者の対応力の向上を図る観点から、保護者に対して家族支援プログラム(ペアレント・トレーニング等)の支援を行っている	○		母子通園に参加して下さっている保護者には支援を行っている。	
	32	運営規程、利用者負担等について丁寧な説明を行っている	○		利用開始前、保護者に説明を行っている。	
	33	児童発達支援ガイドラインの「児童発達支援の提供すべき支援」のねらい及び支援内容と、これに基づき作成された「児童発達支援計画」を示しながら支援内容の説明を行い、保護者から児童発達支援計画の同意を得ている	○		担当者会議のなかで、支援内容の説明を行い、保護者から児童発達支援計画の同意を得ている。	
	34	定期的に、保護者からの子育ての悩み等に対する相談に適切に応じ、必要な助言と支援を行っている	○		連絡帳やメール等を使い、気持ちを汲み取れるように工夫している。	
	35	父母の会の活動を支援したり、保護者会等を開催する等により、保護者同士の連携を支援している	○		母子通園時、保護者会を定期的に開催して、保護者同士の連携を支援している。	保護者同士が話し合える茶話会などの開催をする。
	36	子どもや保護者からの相談や申し入れについて、対応の体制を整備するとともに、子どもや保護者に周知し、相談や申し入れがあった場合に迅速かつ適切に対応している	○		相談・苦情に関しての受け入れ体制を掲示し、対応出来るよう整えている。	
	37	定期的に会報等を発行し、活動概要や行事予定、連絡体制等の情報を子どもや保護者に対して発信している	○			定期的に会報を作成・配布し、広く保護者に周知していただくようにする。
	38	個人情報の取扱いに十分注意している	○			
	39	障がいのある子どもや保護者との意思の疎通や情報伝達のための配慮をしている	○		写真や実物提示をし、わかりやすくするための工夫をしている。	
	40	事業所の行事に地域住民を招待する等地域に開かれた事業運営を図っている	○		法人で地域貢献部会を発足し、地域貢献活動を計画・実施している。	

非常時等の対応	41	緊急時対応マニュアル、防犯マニュアル、感染症対応マニュアル等を策定し、職員や保護者に周知するとともに、発生を想定した訓練を実施している	○		各マニュアルの策定	職員や保護者等に周知徹底させていく。
	42	非常災害の発生に備え、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行っている	○		定期的に避難訓練を計画・実施	日程が固定化しつつあるので、訓練を受けていない利用者に対しても、今後訓練が受けられるよう計画していく。
	43	事前に、服薬や予防接種、てんかん発作等のこどもの状況を確認している	○		利用開始前、保護者との聞き取りで持病・服薬に関しての状況確認をしている。	
	44	食物アレルギーのある子どもについて、医師の指示書に基づく対応がされている	○		利用開始前、保護者との聞き取りで食事に関しての状況確認をしている。	
	45	ヒヤリハット事例集を作成して事業所内で共有している	○		ヒヤリハット事例があった場合、記入しまとめている。	
	46	虐待を防止するため、職員の研修機会を確保する等、適切な対応をしている	○		虐待防止マネージャーの任命・設置	虐待防止の伝達研修を施設内で行う。
	47	どのような場合にやむを得ず身体拘束を行うかについて、組織的に決定し、子どもや保護者に事前に十分に説明し了解を得た上で、児童発達支援計画に記載している	○		やむを得ず身体拘束を行う場合は、保護者の同意書等書類を作成しなければならない事を法人で確立している。	